第七十一条第一項中「、この法律又は」を「、この法律若しくは」に、「若しくは承認」を「、承認若しくは認定」に改め、同項第三号中「又は承認」を「、承認又は認定」に改め、同条第二項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「基く命令」を「基づく命令」に、「又は承認」を「、承認又は認定」に改め、同項第三号中「の外」を「のほか」に、「基く」を「基づく」に改める。

第百七条中「代つて」を「代わつて」に改め、同条を第百九条とする。

第百六条を第百八条とする。

第百五条中「前六条」を「第百条から前条まで」に改め、同条を第百七条とする。

第百四条を第百六条とし、第百条から第百三条までを二条ずつ繰り下げ、第九十九条を第百一条とし、第八章中同条の前に次の二条を加える。

第九十九条　国又は地方公共団体の職員が、第三十九条の五第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る占用入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用入札の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第百条　偽計又は威力を用いて、占用入札の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　占用入札につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第六十条」に改める。

第五条第一項第一号及び第三号中「第八条第一項第二十一号」を「第八条第一項第二十五号」に改める。

第八条第一項中第三十三号を第三十七号とし、第十六号から第三十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の四号を加える。

十六　道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び同法第三十九条の二第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。

十七　道路法第三十九条の四第一項又は第五項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により通知し、同法第三十九条の四第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、同法第三十九条の四第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び同法第三十九条の四第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十八　道路法第三十九条の五第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十九　道路法第三十九条の六第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をし、及び同法第三十九条の六第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

第八条第二項中「、第十五号、第二十三号又は第三十一号」を「から第十六号まで、第二十七号又は第三十五号」に、「同項第二十三号」を「同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針（当該道路の占用に関するものに限る。）を定めることに限り、前項第二十七号」に、「道路法」を「同法」に改め、同条第三項中「、第十五号、第二十三号若しくは第二十七号」を「から第十六号まで、第二十七号若しくは第三十一号」に、「同項第二十三号」を「同項第十六号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、第一項第二十七号」に、「、道路法」を「同法」に、「第一項第三十一号」を「第一項第三十五号」に改め、同項ただし書中「又は第十五号」を「から第十六号まで」に改め、同条第四項中「第十六号まで、第十八号から第二十三号まで、第二十五号から第二十七号まで又は第二十九号から第三十二号まで」を「第二十号まで、第二十二号から第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで又は第三十三号から第三十六号まで」に、「第九号から第三十二号まで」を「第九号から第三十六号まで」に改め、同条第五項中「第二十二号、第二十七号、第二十八号及び第三十二号」を「第十八号、第十九号、第二十六号、第三十一号、第三十二号及び第三十六号」に、「又は承認」を「、承認又は認定」に改め、同条第六項中「第二十七号又は第二十八号」を「第十八号、第十九号、第三十一号又は第三十二号」に、「又は承認」を「、承認又は認定」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第一項第十九号又は第二十九号」を「第一項第二十三号又は第三十三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う場合において、その権限が同項第十四号又は第十六号から第十九号までに掲げるものであるときは、当該権限に係る事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、道路の占用の許可に係る申請書の記載事項の確認、占用入札のための調査その他の国土交通省令で定める事務を会社に委託しなければならない。

8　機構は、前項の規定により事務を委託する場合においては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第九条第一項第十一号中「前条第一項第二十号」を「前条第一項第二十四号」に改める。

第十七条第一項中第三十号を第三十四号とし、第十二号から第二十九号までを四号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の四号を加える。

十二　道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び同法第三十九条の二第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。

十三　道路法第三十九条の四第一項又は第五項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により通知し、同法第三十九条の四第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、同法第三十九条の四第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び同法第三十九条の四第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十四　道路法第三十九条の五第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十五　道路法第三十九条の六第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をし、及び同法第三十九条の六第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

第十七条第二項中「第十九号、第二十三号又は第二十七号」を「第十二号、第二十三号、第二十七号又は第三十一号」に、「同項第十九号」を「同項第十二号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、前項第二十三号」に、「、道路法」を「同法」に改め、同項ただし書中「又は第十号」を「、第十号又は第十二号」に改める。

第二十三条第三項中「会社の成立の日から起算して四十五年を超えては」を「平成七十七年九月三十日以前でなければ」に改める。